

佐賀県職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年9月30日

佐賀県人事委員会委員長 伊 藤 正

佐賀県人事委員会規則第19号

佐賀県職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

佐賀県職員の育児休業等に関する規則（平成4年佐賀県人事委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(育児休業の承認の請求手続)</p> <p>第2条 育児休業の承認の請求は、育児休業承認請求書（様式第1号）により行い、<u>条例第3条第8号に掲げる事情に該当して育児休業の承認を請求する場合を除き、育児休業を始めようとする日の1月（条例第2条の3第3号に掲げる場合、条例第2条の4の規定に該当する場合又は条例第2条の5に規定する期間内に職員が育児休業をする場合</u>にあつては、2週間）前までに行うものとする。</p>	<p>(育児休業の承認の請求手続)</p> <p>第2条 育児休業の承認の請求は、育児休業承認請求書（様式第1号）により行い、<u>条例第3条第7号に掲げる事情に該当して育児休業の承認を請求する場合を除き、育児休業を始めようとする日の1月（次に掲げる場合は、2週間）前までに行うものとする。</u></p> <p><u>(1) 当該請求に係る子の出生の日から条例第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合</u></p> <p><u>(2) 条例第2条の3第3号に掲げる場合に該当する場合であつて、当該請求をする日が当該請求に係る子の1歳到達日（当該請求をする非常勤職員が同条第2号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする同号に規定する地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該請求に係る子の1歳到達日後である場合は、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））以前の日である場合</u></p>

改正前	改正後
<p>2 略</p> <p>3 任命権者は、育児休業の承認の請求について、その事由を確認する必要があると認めるときは、当該請求をした職員に対して、<u>証明書類の提出を求めることができる。</u>ただし、<u>非常勤職員が条例第3条第8号に掲げる事情に該当して育児休業の承認を請求した場合は、この限りでない。</u></p> <p>(育児休業をすることができる非常勤職員)</p> <p>第2条の2 略</p> <p>(継続的な勤務のために特に必要と認められる場合)</p> <p>第2条の3 <u>条例第2条の3第3号イの人事委員会規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。</u></p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2 前項の規定は、<u>条例第2条の4第2号の人事委員会規則で定める場合について準用する。</u>この場合において、同項中「1歳到達日」とあるのは、「1歳6箇月到達日」と読み替えるものとする。</p> <p><u>(育児休業等計画書)</u></p>	<p>(3) <u>条例第2条の4の規定に該当する場合であって、当該請求をする日が当該請求に係る子の1歳6箇月到達日以前の日である場合</u></p> <p>2 略</p> <p>3 任命権者は、育児休業の承認の請求について、その事由を確認する必要があると認めるときは、当該請求をした職員に対して、<u>証明書類の提出を求めることができる。</u>ただし、<u>任期を定めて採用された職員が条例第3条第7号に掲げる事情に該当して育児休業の承認を請求した場合は、この限りでない。</u></p> <p>(育児休業をすることができる非常勤職員)</p> <p>第2条の2 略</p> <p><u>(条例第2条の3第3号及び第2条の4の人事委員会規則で定める特別の事情)</u></p> <p>第2条の3 <u>条例第2条の3第3号及び第2条の4の人事委員会規則で定める特別の事情は、条例第3条第1号から第4号までに掲げる事情とする。</u></p> <p>(継続的な勤務のために特に必要と認められる場合)</p> <p>第2条の4 <u>条例第2条の3第3号ウの人事委員会規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。</u></p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>(3) 前条に規定する事情に該当した場合</u></p> <p>2 前項の規定は、<u>条例第2条の4第3号の人事委員会規則で定める場合について準用する。</u>この場合において、同項中「1歳到達日」とあるのは、「1歳6箇月到達日」と読み替えるものとする。</p>

改正前	改正後
<p><u>第3条</u> 条例第3条第5号及び第11条第6号の育児休業等計画書の様式は、様式第2号のとおりとする。 (育児休業の期間の延長の請求手続)</p> <p><u>第4条</u></p> <p>第2条第1項、第2項及び第3項本文の規定は、育児休業の期間の延長の請求について準用する。 (子が死亡した場合等の届出)</p> <p><u>第5条</u> 略</p> <p>2 前項の届出は、養育状況変更届(様式第3号)により行うものとする。</p> <p>3・4 略 (勤務した期間に相当する期間)</p> <p><u>第6条</u> 略 (育児短時間勤務の承認の請求手続)</p> <p><u>第7条</u> 育児短時間勤務の承認の請求は、育児短時間勤務承認請求</p>	<p>(育児休業の期間の延長の請求手続)</p> <p><u>第3条</u> 育児休業の期間の延長の請求は、育児休業承認請求書により行い、条例第3条第7号に規定する職員が任期を更新されることに伴い育児休業の期間の延長を請求する場合を除き、育児休業の期間の末日とされている日の翌日の1月(次に掲げる育児休業の期間を延長しようとする場合は、2週間)前までに行うものとする。</p> <p>(1) 当該請求に係る子の出生の日から条例第3条の2に規定する期間内にしている育児休業(当該期間内に延長後の育児休業の期間の末日とされる日があることとなるものに限る。)</p> <p>(2) 条例第2条の3第3号に掲げる場合に該当してしている育児休業</p> <p>(3) 条例第2条の4の規定に該当してしている育児休業</p> <p>2 第2条第2項及び第3項本文の規定は、育児休業の期間の延長の請求について準用する。 (子が死亡した場合等の届出)</p> <p><u>第4条</u> 略</p> <p>2 前項の届出は、養育状況変更届(様式第2号)により行うものとする。</p> <p>3・4 略 (勤務した期間に相当する期間)</p> <p><u>第5条</u> 略 (育児短時間勤務の承認の請求手続)</p> <p><u>第6条</u> 育児短時間勤務の承認の請求は、育児短時間勤務承認請求</p>

改正前	改正後												
<p>書（様式第4号）により、育児短時間勤務を始めようとする日の1月前までに行うものとする。</p> <p>2・3 略</p> <p>（育児短時間勤務の承認の取消事由等の届出）</p> <p>第10条 第5条の規定は、育児短時間勤務について準用する。</p> <p>（部分休業の承認の取消事由等の届出）</p> <p>第14条 第5条の規定は、部分休業について準用する。</p> <p>様式第1号（第2条関係）</p> <p>略</p> <table border="1" data-bbox="232 802 1099 1383"> <thead> <tr> <th colspan="2">略</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="232 847 479 1254">2 請求の内容</td> <td data-bbox="479 847 1099 1254"> <input type="checkbox"/>育児休業 <input type="checkbox"/>育児休業期間の延長 <input type="checkbox"/>新規 <input type="checkbox"/>再度 <input type="checkbox"/>新規 <input type="checkbox"/>再度 </td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="232 1254 1099 1383"> （再度の育児休業、再度の育児休業の期間の延長、非常勤職員の1歳6箇月までの子の育児休業又は非常勤職員の2歳までの子の育児 </td> </tr> </tbody> </table>	略		2 請求の内容	<input type="checkbox"/> 育児休業 <input type="checkbox"/> 育児休業期間の延長 <input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 再度 <input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 再度	（再度の育児休業、再度の育児休業の期間の延長、非常勤職員の1歳6箇月までの子の育児休業又は非常勤職員の2歳までの子の育児		<p>書（様式第3号）により、育児短時間勤務を始めようとする日の1月前までに行うものとする。</p> <p>2・3 略</p> <p>（育児短時間勤務計画書）</p> <p>第7条 条例第11条第6号の育児短時間勤務計画書の様式は、様式第4号のとおりとする。</p> <p>（育児短時間勤務の承認の取消事由等の届出）</p> <p>第10条 第4条の規定は、育児短時間勤務について準用する。</p> <p>（部分休業の承認の取消事由等の届出）</p> <p>第14条 第4条の規定は、部分休業について準用する。</p> <p>様式第1号（第2条関係）</p> <p>略</p> <table border="1" data-bbox="1160 802 2027 1383"> <thead> <tr> <th colspan="2">略</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1160 847 1406 1254">2 請求の内容</td> <td data-bbox="1406 847 2027 1254"> <input type="checkbox"/>（1）出生後8週間以内の育児休業の承認 <input type="checkbox"/>1回目 <input type="checkbox"/>2回目 ※回数は、同一の子に係る回数。以下同じ。 <input type="checkbox"/>（2）（1）以外の育児休業の承認 <input type="checkbox"/>1回目 <input type="checkbox"/>2回目 <input type="checkbox"/>3回目以後 <input type="checkbox"/>（3）育児休業期間の延長 <input type="checkbox"/>新規 <input type="checkbox"/>再度 </td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1160 1254 2027 1383"> （以下に該当する場合の育児休業の承認又は延長が必要な事情） </td> </tr> </tbody> </table>	略		2 請求の内容	<input type="checkbox"/> （1）出生後8週間以内の育児休業の承認 <input type="checkbox"/> 1回目 <input type="checkbox"/> 2回目 ※回数は、同一の子に係る回数。以下同じ。 <input type="checkbox"/> （2）（1）以外の育児休業の承認 <input type="checkbox"/> 1回目 <input type="checkbox"/> 2回目 <input type="checkbox"/> 3回目以後 <input type="checkbox"/> （3）育児休業期間の延長 <input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 再度	（以下に該当する場合の育児休業の承認又は延長が必要な事情）	
略													
2 請求の内容	<input type="checkbox"/> 育児休業 <input type="checkbox"/> 育児休業期間の延長 <input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 再度 <input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 再度												
（再度の育児休業、再度の育児休業の期間の延長、非常勤職員の1歳6箇月までの子の育児休業又は非常勤職員の2歳までの子の育児													
略													
2 請求の内容	<input type="checkbox"/> （1）出生後8週間以内の育児休業の承認 <input type="checkbox"/> 1回目 <input type="checkbox"/> 2回目 ※回数は、同一の子に係る回数。以下同じ。 <input type="checkbox"/> （2）（1）以外の育児休業の承認 <input type="checkbox"/> 1回目 <input type="checkbox"/> 2回目 <input type="checkbox"/> 3回目以後 <input type="checkbox"/> （3）育児休業期間の延長 <input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 再度												
（以下に該当する場合の育児休業の承認又は延長が必要な事情）													

改正前		改正後	
	休業が必要な事情)		<ul style="list-style-type: none"> ・ (2) のうち「3回目以後」の承認 ・ (3) のうち「再度」の延長 ・ 非常勤職員の1歳から1歳6箇月までの子の育児休業の承認 ・ 非常勤職員の1歳6箇月から2歳までの子の育児休業の承認
略		略	
<p>(注) 1 この請求書（非常勤職員の任期の更新等に伴う再度の育児休業及び育児休業の期間の延長に係るものを除く。）には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄等及び生年月日を証明する書類（医師又は助産師が発行する出生（産）証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書又は養子縁組届受理証明書、事件が係属している家庭裁判所等が発行する事件係属証明書、児童相談所長が発行する委託措置決定通知書又は証明書、住民票謄本等のいずれか）を添付すること（写しでも可）。</p> <p>2 略</p> <p>3 「2 請求の内容」欄の「1歳6箇月までの子の育児休業」とは佐賀県職員の育児休業等に関する条例（以下「条例」という。）第2条の3第3号に掲げる場合に該当してする育児休業をいい、「2歳までの子の育児休業」とは条例第2条の4の規定に該当してす</p>		<p>(注) 1 この請求書（佐賀県職員の育児休業等に関する条例（以下「条例」という。）第3条第7号に掲げる事情に該当してする育児休業及び育児休業の期間の延長に係るものを除く。）には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄等及び生年月日を証明する書類（医師又は助産師が発行する出生（産）証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書又は養子縁組届受理証明書、事件が係属している家庭裁判所等が発行する事件係属証明書、児童相談所長が発行する委託措置決定通知書又は証明書、住民票謄本等のいずれか）を添付すること（写しでも可）。</p> <p>2 略</p> <p>3 「2 請求の内容」欄の「1歳から1歳6箇月までの子の育児休業」とは、条例第2条の3第3号に掲げる場合に該当してする育児休業をいい、「1歳6箇月から2歳までの子の育児休業」とは、条例第2条の4の規定に該当してする育児休業をいう（6において同</p>	

改正前	改正後
<p>る育児休業をいう（6において同じ。）。</p> <p>4 略</p> <p>5 <u>非常勤職員の任期の更新等に伴う再度の育児休業をしようとする場合は、所属名、職名、氏名、「3 請求期間」欄及び「4 既に育児休業をした期間」欄のみを記入すること。</u></p> <p>6 略</p> <p>7 「6 備考欄」には、①請求に係る子以外に3歳に満たない子を養育する場合（<u>条例第2条の4に規定する期間に、職員（当該期間内に産後休暇（職員の勤務時間、休暇等に関する条例第19条に規定する産後休暇をいう。）により勤務しなかった職員を除く。）が当該請求に係る子について最初の育児休業をする場合を除く。）</u>においては、その氏名、請求者との続柄等及び生年月日、②請求に係る子が養子の場合においては、養子縁組の効力が生じた日、③請求に係る子以外の子について現に育児休業の承認を受けている場合においては、その旨並びに当該承認に係る子の氏名及び当該承認に係る期間等について記入すること。</p> <p>8 略</p> <p><u>様式第2号（第3条関係）</u></p> <p style="text-align: center;"><u>育児休業等計画書</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: right;">_____年 月 日</p> <p>（任命権者） _____様</p> <p>提出者 _____ 所属名 _____ _____ 職 名 _____</p> </div>	<p>じ。)</p> <p>4 略</p> <p>5 <u>条例第3条第7号に掲げる事情に該当してする育児休業をしようとする場合は、所属名、職名、氏名、「3 請求期間」欄及び「4 既に育児休業をした期間」欄のみを記入すること。</u></p> <p>6 略</p> <p>7 「6 備考欄」には、①請求に係る子以外に3歳に満たない子を養育する場合、その氏名、請求者との続柄等及び生年月日、②請求に係る子が養子の場合においては、養子縁組の効力が生じた日、③請求に係る子以外の子について現に育児休業の承認を受けている場合においては、その旨並びに当該承認に係る子の氏名及び当該承認に係る期間等について記入すること。</p> <p>8 略</p>

改正前	改正後																																													
<p style="text-align: center;"><u>氏 名</u></p> <p><u>佐賀県職員の育児休業等に関する条例第3条第5号又は第11条第6号の規定に基づき、再度の育児休業又は育児短時間勤務の承認を請求する予定ですので、育児休業等の計画について下記のとおり提出します。</u></p> <p><u>なお、記載事項に変更が生じた場合は、遅滞なく届け出ます。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">1 請求の別</td> <td><input type="checkbox"/> 育児休業</td> <td><input type="checkbox"/> 育児短時間勤務</td> </tr> <tr> <td colspan="3">2 請求に係る子</td> </tr> <tr> <td style="width: 30%;">子の氏名</td> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 50%;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">生年</td> <td style="width: 10%;">年</td> <td style="width: 10%;">月</td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> <tr> <td>月日</td> <td></td> <td>日生</td> <td></td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td colspan="3">3 請求者の計画</td> </tr> <tr> <td style="width: 20%;">請求期間</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;">年</td> <td style="width: 10%;">月</td> <td style="width: 10%;">日から</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>年</td> <td>月</td> <td>日まで</td> </tr> <tr> <td>再度の請求予定期間</td> <td></td> <td>年</td> <td>月</td> <td>日から</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>年</td> <td>月</td> <td>日まで</td> </tr> <tr> <td>4 備考</td> <td colspan="4"></td> </tr> </table> <p>(注) 1 この計画書は、育児休業承認請求書又は育児短時間勤務承認請求書と同時に（変更の届出の場合は、記載事項に変更が生じた後遅滞なく）提出すること。</p> <p>2 「3 請求者の計画」の「請求期間」欄には、育児休業承認請求書又は育児短時間勤務承認請求書に記載した請求期間を記入すること。</p>	1 請求の別	<input type="checkbox"/> 育児休業	<input type="checkbox"/> 育児短時間勤務	2 請求に係る子			子の氏名		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">生年</td> <td style="width: 10%;">年</td> <td style="width: 10%;">月</td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> <tr> <td>月日</td> <td></td> <td>日生</td> <td></td> </tr> </table>	生年	年	月		月日		日生		3 請求者の計画			請求期間		年	月	日から			年	月	日まで	再度の請求予定期間		年	月	日から			年	月	日まで	4 備考					
1 請求の別	<input type="checkbox"/> 育児休業	<input type="checkbox"/> 育児短時間勤務																																												
2 請求に係る子																																														
子の氏名		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">生年</td> <td style="width: 10%;">年</td> <td style="width: 10%;">月</td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> <tr> <td>月日</td> <td></td> <td>日生</td> <td></td> </tr> </table>	生年	年	月		月日		日生																																					
生年	年	月																																												
月日		日生																																												
3 請求者の計画																																														
請求期間		年	月	日から																																										
		年	月	日まで																																										
再度の請求予定期間		年	月	日から																																										
		年	月	日まで																																										
4 備考																																														

改正前	改正後
<p><u>3 子の出生前に提出する場合は、「2 請求に係る子」欄の記入は、出生後、速やかに行うこと。</u></p> <p><u>4 変更の届出の場合は、変更する箇所のみ記入すること。</u></p> <p><u>5 該当する口にはレ印を記入すること。</u></p> <p>様式第3号（第5条関係） 略</p> <p>様式第4号（第7条関係） 略</p>	<p>様式第2号（第4条関係） 略</p> <p>様式第3号（第6条関係） 略</p>

様式第3号の次に次の1様式を加える。

様式第4号（第7条関係）

育児短時間勤務計画書

(任命権者) _____様	年 月 日
提出者	所属名 _____ 職 名 _____ 氏 名 _____
佐賀県職員の育児休業等に関する条例第11条第6号の規定に基づき、再度の育児短時間勤務の承認を請求する予定ですので、育児短時間勤務の計画について下記のとおり提出します。 なお、記載事項に変更が生じた場合は、遅滞なく届け出ます。	
1 請求に係る子	
子の氏名	
生年月日	年 月 日生
2 請求者の計画	
請求期間	年 月 日から 年 月 日まで
再度の請求予定期間	年 月 日から 年 月 日まで
3 備考	

- (注) 1 この計画書は、育児短時間勤務承認請求書と同時に（変更の届出の場合は、記載事項に変更が生じた後遅滞なく）提出すること。
- 2 「2 請求者の計画」の「請求期間」欄には、育児短時間勤務承認請求書に記載した請求期間を記入すること。
- 3 子の出生前に提出する場合は、「1 請求に係る子」欄の記入は、出生後、速やかに行うこと。
- 4 変更の届出の場合は、変更する箇所のみ記入すること。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和4年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に育児休業等計画書を提出した職員に対するこの規則による改正前の佐賀県職員の育児休業等に関する規則第3条の規定の適用については、なお従前の例による。